

令和2年度第4回琴浦町地域福祉推進協議会（報告）

日時：令和2年8月28日（金）

19時00分から21時10分

場所：琴浦町社会福祉センター 中会議室

※主な内容を掲載しています。

1 開 会

- あいさつ
- ・推進協議会座長
 - ・琴浦町社会福祉協議会長

2 報告事項

（1）第3回議事録について

（事務局）

座長、会長のあいさつにもありましたが、今後は現計画である第2期地域福祉活動計画を見直していきます。

また、先回のグループワークの全体報告をしておりませんでしたので、主な意見を議事録に掲載しております。2グループでの共通した意見として、支え愛マップを作成してそこから福祉連絡会などで福祉関係者の情報共有の場が大切ではないか、また、支え愛マップ作成を通して福祉力の向上ができるのではないかという意見がありました。

3 説明

（1）地域福祉推進協議会の任務の変更について及び（2）今後の検討内容及びスケジュールについて事務局より説明

（事務局）

本協議会の任務を、社会福祉法の改正により地域共生社会の実現に向けた現計画の見直しに変更しています。今後は本協議会設置要綱の一部変更を予定しています。

次に、今後のスケジュールの変更です。12月まで全8回開催し、現計画の検証・見直しを行い、「第3期琴浦町地域福祉活動計画」策定に反映を考えています。また、本協議会の協議内容については理事会、評議員会に都度、報告する予定にしています。

（座長）

第8回までの本協議会で議論する内容については、座長、副座長、アドバイザー、事務局と詰めて中身を決めていきます。

（アドバイザー）

本協議会の任務変更はわかりました。あと本日を含めて5回開催される予定ですが、具体的に何回目に今の計画の修正案を委員は審議するか。もう1点は理事会が最終的な決定機関なので、いつ頃を考えているのか。

この8回というのは、新計画策定ということで組んでいますが、現計画の見直しならもう少し早く町民の方に提示すること、町民も新計画を作るということで進んでいるので、現計画の見直しになったことを早く町民に知らせる必要があるのではないかと。

（事務局）

会議の開催日程は12月（第8回）で見直しの終了と考えています。理事会及び評議員会開催の予定について、9月に理事会、11月に理事会と評議員会を予定しています。

（アドバイザー）

私は、現計画の修正なので、そんなに時間をかからないと思います。地域共生社会の実現という視点からの見直しなら、すべての項目を検討するのではなく、必要な項目を協議すればいいと思います。速やかに計画変更して、町民に示すことが必要だと思う。もちろん現計画の変更以降も次の計画に向け、新委員会に引き継ぎが出来るよう審議しなければならないが、現計画の変更であれば出来るだけ早く町民に報告するべきではないかと思う。

（座長）

アドバイザーの言われることは最もと思っている。8回の予定になっているが、早くに見直しが出来れば終了するかもしれない。しかしこれまで方向性が定まっていなかったこともあり、年内一杯かかるかもしれません。議論の中でアドバイザーの意見も活かしながら進めていきたい。

（アドバイザー）

5回、6回、7回、8回と、それぞれ何を審議していくのかということをおおきく決めておかないと、着地点は地域共生社会の実現に向けて、何を強化するのか、力を入れていかなければいけないのか、町民に早く示していかなければならない。これからの4回の審議内容を決められればいいと思う。

（委員）

現計画の資料では見直し（案）が長い文章で書いてある。これではわかりにくいので、まとめて欲しい。具体的な取り組みには、民間、役割分担などわかりやすくした方がよい。

4 検討事項

（1）福祉課題の把握と分析

地域共生社会の実現に向けた現計画の見直しについて

（事務局）

現計画はH29年度からH32年度のもので、策定時点では、到達目標を設定していなかったが、毎年度社協の理事会、評議員会で検討、協議をしてきたことを述べ、資料を基に説明する。

（座長）

事務局の説明を受け、たくさんの課題があると思う。委員の方の意見を伺います。

（委員）

江津市社協、横浜市社協、宝塚市社協、岡山県社協などは小地域福祉活動が活発です。まちづくり委員会が全国どこでもできている。先行事例ではまちづくり委員会、生活支援コーディネーターが地域づくりに欠かせないと思う。福祉は数値では測れない。

（事務局）

先回の協議会でも意見がありましたが生活支援コーディネーターは、国が介護保険事業の一環として生活支援体制整備事業として、各自治体は生活支援コーディネーターを設置することになった。1層は町全域を対象としています。北栄町では1層と2層は旧町を圏域としている。琴浦町は役場（地域包括支援センター）が生活支援コーディネータ

一を直営で配置し、社協などと連絡を取りながら地域づくりを進める関係になっている。

(委員)

琴浦町の現状では、1層が琴浦町全体となっており、他の自治体では2層、3層を作っているところもある。1層、2層というのは各自治体で決めていくことだと思っている。

(事務局)

北栄町では町全体を見る人が1名、旧北条町に1名、旧大栄町に1人と合計3人体制で地域づくりをやっている。琴浦町は1名で全体を見ている。

(委員)

それを社協がやらなくてはいけないのではないか。

(委員)

倉吉市はよくやっている。社協はこれだけの事業をこの人数でしているというのは大変だ。人材育成。とにかく人材です。ハードだけではだめ。ネットワーク作りは地区担当者を配置していかなければできない。何にもないところからは生まれてこない。社協の基盤をきちんとしなければいけない。

(アドバイザー)

琴浦町では国のモデル事業としてH27年度から地域共生の取り組みである多機関協働事業を社協が受けており、今年度は町が行っている。このことは地域福祉では先進的な取り組みだと思っていたが、生活支援コーディネーターも町がやっている。どういう理由なのか。

(事務局)

前回に説明をしましたが、地域福祉に係る町からの人件費が十分ではなく、多機関協働事業を受託することで、現事業も継続できるということ、またひきこもりなどについても相談を受けてきました。しかし兼務での体制であったため、これまで行っていた地域福祉活動がおろそかになってしまう為、理事会、評議員会の決定により委託を返還しました。現在は町が直営でされており、町民の相談窓口が変更となったということです。

(アドバイザー)

それでは、社協は地域共生社会のために何を担うのか。

(事務局)

これまでの小地域における福祉委員、愛の輪協力員、民生児童委員と協力しながら、つなぎ役となり、課題解決に向け支援をしていくことになる。

(アドバイザー)

それでは、事業は増えたが人は増やしてないということで、仕事が回らないという理解でいいか。

(事務局)

おおむねそうですが、現計画の見直し資料で示しているような課題が山積しているのです、そちらに力を入れるためです。

(委員) 多機関協働事業とはどんな事業なのか。

(事務局)

複合的な課題を抱えている世帯、例えばひきこもりの方などの世帯に対し伴走型の支援を展開しながら自立を支援していきます。ただ信頼関係を構築していくにも時間もかかります。よって先ほど説明しましたとおり、本来の地域づくりの事業展開が十分にできなくなっています。

(委員)

生活支援コーディネーターの役割が重要であるならば、なぜ琴浦町には1人しかいないのか。

(事務局)

そのことは町が決めることです。北栄町も最初は1人だったが、圏域が広いので地区ごとで人を増やされた経過があります。

(座長)

地域共生社会のイメージの中で、町と社協が違っていたらいけないと思う。その中で生活支援コーディネーターの役割があると思うが、町と社協の連携はどうなっているのか。

(事務局)

現在行っている集落訪問時には、生活支援コーディネーターと一緒に出掛けるようにしており、住民との顔つなぎや集落課題の把握に努めている。

(座長)

社協として、生活支援コーディネーターは町に一人で十分だという認識か。目指すべき地域共生社会のためには1人でいいのか。

(事務局)

生活支援コーディネーターは介護保険事業の要支援1, 2以外の人を対象としてやっている。公的サービスだけではなく、地域住民が協力し合うような地域づくりもある。

(委員)

高齢者対策として生活支援コーディネーターがあるということか。町報「ことうら」に生活支援コーディネーターの仕事が詳しく載っていた。例えばサークル活動の支援をするというようなこともある。

(アドバイザー)

見直し資料においてその他、地域共生社会に関する重要な部分はどれか。福祉課題をキャッチするというのもあると思いますが。どの関わりになりますか。

(事務局)

社協にはセーフティーネットとしてのサービスもある。町には多機関協働の体制整備があります。これまで心配ごと相談、法律相談日を開設していたが、町から相談事業は直営ですと相談があったため社協では今年度より休止としておりますが、町民からの相談内容によって、必要な相談窓口につなげている。

(アドバイザー)

町が直営でされるというのは何が問題なのか。制度の狭間の人を救うのが社協の役割なのに、町に返すというのは問題だと思う。何が問題なのか。

(事務局)

総合相談について、心配ごと相談は件数が少なくなってきた。それぞれがネットサービスで調べられていること。また法律相談について、土地の境界、相続などの相談が多いことからまなびタウンで2ヶ月に1回、行政書士による無料相談があるなどから休止としている。

(委員)

琴浦町で相談件数が少ないというのは、障がい福祉の部門がないからだ。障がい者手帳を持っている人だけが障がい者ではない。自立支援医療の人は手帳を持っていない。そういう人も多い。そういう人のための社協であって欲しいと思う。

(座長)

相談件数が減ってきたからやめたけれど、もっとあるはずだということですね。そういう体制をつくった方がいいということですね。何か知っている人はいませんか。

(委員)

どこに行って相談したらいいかわからないと言った人があるのを知っている。家族中に問題があるが、一括して相談したいがどうしたらよいかかわからないということだった。

(委員)

制度に乗らない人の生き辛さについて、軽度の障がい、ひきこもり、不登校、8050、ダブルケア、そういう制度の狭間の相談体制づくりが大切でそういう包括支援体制が必要だと思う。

(座長)

包括的な相談支援の多機関協働事業を町に返したのか。町と連携が取れていればいいが。

(事務局)

職員体制、つまり財源の問題があります。職員は新規では雇っていない。

(委員)

社協の基盤強化について真剣に考えないといけない。琴浦町の場合は最重要課題に挙げてでもいい。その次に小地域福祉活動でいいのではないか。財源がないと人がいない。

(会長)

人件費については社協の運営事項になるので、発言をさせていただく。今回の協議会の一番初めに財政状況について説明をさせていただいたのは、社協の通常業務の地域福祉の補助金について、町が全額補助してもらえるのであれば、有資格者で能力のある新たな人材を雇用して実施したいと思っていた。現状は今の地域福祉事業を実施するための半分の人件費補助しかないため、残りの半分以上をどう賄っていくのかと理事会でも議論をしていた中で、多機関協働について町から話が合った。委託先の町がビジョンを持って委託するのか。結果的には町からは、これまでの相談業務をしながらでいいのではないかということであった。新たに雇用するということは財源的に無理だったので、既存の職員で対応した。業務遂行には資質の向上も1、2年では難しく、折よく今年度からは行政が自分の所管であるからということであった。

(委員)

委託費の人件費が100%出ているものを返すと補助金について、その不足分を補助金として出たわけではないのか。

(会長)

多機関協働事業の委託の話があった時に、委託金プラス補助金があるかと思っていたら、委託金分の補助金を減らされた。委託を受けたからと言って、これまで足らなかった人件費の財源が確保できるわけではなかった。このことについては、役場と社協との受け止め方の理解が違っていたということだ。

(アドバイザー)

資料ではいろんな事業を社協は行っているが、町民にはわからない。情報公開をして欲しい。会費、特別賛助会費など、県内で最も情報公開をしている社協となって欲しい。このことが、理解につながると思う。

(委員)

どこかとタイアップして事業を進めるということも有効だと思う。

(座長)

財源のことも含めていろいろな問題がある中で、今回は本日の資料を基に検討していきたいと思います。

(委員)

費用対効果を考え、成果と課題として評価を出して欲しい。この資料では課題の記載はあるが成果の記載がない。一生懸命されていることがこれでは見えない。

(委員)

小地域活動のネットワークができていない。取り組み状況を成果として記載して欲しい。

(事務局)

資料は見直し内容の検証として、課題を抽出しています。委員の皆さまに課題解決に向け、検討していただきたい。

(委員)

資料には出来ていない事ばかり記載がある。現状を知らない自分たちが見るとこの資料ではなにもできていないと思ってしまう。

(会長)

わかりました。意見のあったように成果についても標記するように資料を作り直します。

5 事例報告

琴浦町八橋4区自治会の取組について 澤 委員

(委員)

私は、18年間民生児童委員をし、その中でいろいろな経験をしてきた。福祉に関しては自治会の中で取り上げられることがないことを感じていた。H22年に区長となり、その時に住民に諮り、自治会運営の組織として福祉委員を設置した。また自主活動団体として「福祉連絡会」、高齢者の代表としていきいきサロンの「ふれあい・しろはま」がある。自治会会則の中に評議員の役割、班長にも福祉問題等に関する課題についてもその解決に対応することなどを制定している。福祉委員、自治会長、民生児童委員、愛の輪協力員で「福祉連絡会」を構成し、福祉課題についての情報交換を行うこととしている。八橋4区の組織図のとおり、福祉連絡会、壮年部、子ども会、まつり実行委員会（以前は青年部だった）、「ふれあい・しろはま」の各活動団体の代表も評議員の構成員となっており、自治会の意思決定に関与することができるようになっている。地域みんなので支え合うように考えている。ぜひ参考にして欲しい。

(委員)

「福祉委員の活動は何か」と言われることが多いが、住民の福祉の伴走者として、愛の輪協力員はお隣同士の見守り、民生児童委員は見守りの範囲が広い。

(委員)

とてもよくできている。ここまで出来るのはかなりの統率力が必要である。この取り組みを町内に広げていけるよう、PRする場面はないか。

(委員)

以前、福祉委員・愛の輪協力員研修会で発表の機会があった。当時参加者が少なかった。

(アドバイザー)

以前、防災でかかわった地域のことだが、20～30軒に1人の福祉委員が設置され、その人を統括するのが福祉部長があった。防災を福祉の視点から1つの町内会で1人の

福祉委員でいいのかとも思う。町内会の中での福祉委員の位置づけがどうなっているのか。

(委員)

福祉委員は各集落に1人と決まっているのか。

(座長)

これから、福祉委員の役割が大きくなるようなら、1人に決めなくてもよいのではないか。

(委員)

世帯数が少ない集落は役員ばかりになってしまう事も考えられるので、負担は少なく、かつネットワークでつながれるような世帯数に限らずできるようなマニュアルのようなものがあればいい。一町民とすれば町でも社協の管轄でもどちらでもいい。財源の問題はわからないので、窓口の敷居が低く、すぐ対応してもらえるのは、という観点からその窓口を決めるというのはどうだろうか。今は親の介護などについても問題なくても、これから発生する問題についての窓口の整理をしたらいいのではないか。町と社協の役割を明確にさせるなど。

(座長)

目指す方向を検討する中で必要になってくると思います。時間の関係でそのことは後日になると思います。事務局は福祉委員と愛の輪協力員の設置要領の説明をお願いします。

(事務局)

資料に基づき、福祉委員設置要領と愛の輪協力員選任要領を説明する。

(座長)

今日話し合った内容を含めこの要領の改善点もあるようなので、検討していただきたい。

(アドバイザー)

地震、水害などの災害発生時は班長がその把握をすると思う、福祉委員が各集落に1名だと住民の避難確認など出来にくいのではないか。

(委員)

私の集落の場合は各班に愛の輪協力員がいる。

(アドバイザー)

要支援者は町が把握しているが、平時から要支援者の把握をするために支え愛マップを取組んで、お互いの支え合いをなさいというものがある。

(座長)

福祉委員の役割は今後とても重要なものになってくる。本日は時間がないので、改めて検討したい。

本日は以上で終わります。

6 その他

(1) ヒアリング調査の中止について

7 閉会